

2026 年度私立大学関係予算に関する要望書

公教育機関である私立大学への補助増額と
過重な学費負担を強いられている学生への経済的支援の拡充を求めます

2025 年 8 月 6 日

日本私立大学教職員組合連合

公教育機関である私立大学等への経常費補助は、私立大学生の経済的負担軽減、私立大学の教育条件の向上などを目的とする私立学校振興助成法が 1975 年に制定された際、附帯決議において「できるだけ速やかに 2 分の 1 とするよう努める」とされた。2006 年改正の教育基本法には、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」(第 8 条) という私学振興義務が明記された。教育基本法によって義務付けられた教育振興基本計画には、国立大学の運営費交付金とならんで「私学助成を確実に措置すること」と書かれている。しかし、私立学校振興助成法の制定から 50 年経過した現在、経常費補助率は 8.6% (2022 年度) にまで削減されている。近年の物価上昇への対応も何ら講じられていない。私立高校では学費無償化の方向で就学支援が強化され、私学助成も増額されているが、私立大学についてはこれと正反対の状況である。

その結果、各私立大学は学費を値上げせざるを得ず、初年度学納金の平均額は国立大学の約 82 万円に対し私立大学は約 137 万円にもなり、過去最高額を更新し続けている (2023 年度)。各私立大学が実施する授業料減免事業に対する補助は、2020 年の大学等修学支援新制度の開始に伴って廃止され、一部の例外を除き年収目安 380 万円以上の中間所得層への国の支援は皆無となっている。大学等修学支援制度は 2025 年 4 月から、「多子世帯」については所得制限なしで最大額を支援するとされたが、扶養する子どもが 3 人以上かつ大学等に通っている場合という制約があり、きわめて不十分である。

こうしたなか、中教審答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(2025 年 2 月 21 日) は、少子化の原因の一つに高学費があることを指摘もせず、政府に高等教育予算の増額を求めることも盛り込まなかった。従来から続けられている定員割れ私大に対する制裁措置 (①定員割れの程度を越えた私大経常費補助の減額・不交付、②修学支援制度からの機関要件による除外、③新学部設置等の設置認可申請に対する制限) に対して私立大学側から多くの批判が出されたが、これを無視し、むしろ私大の縮小・撤退を促進する淘汰政策を強化する方向が打ち出された。日本私大教連が、私立大学・短期大学を設置する全国の学校法人理事長、私立大学・短期大学学長に対して実施した「定員割れ大学への制裁措置と私立大学振興策に関す

るアンケート調査」(回答 197 件)では、これらの定員割れ制裁措置に強い批判が寄せられている【資料 1①②】。

公教育機関である私立大学は、学校数、学生数いずれにおいても 7～8 割を占める高等教育の主要な設置形態であり、政府は私立大学を振興する義務を負っている。定員割れ私大への制裁によって撤退を迫ることは、法律上の義務を反故にするものである。淘汰政策を直ちに撤回し、振興策に転換すべきである。

以上の趣旨をふまえ、日本私大教連は、文部科学省が 2026 年度予算の概算要求を策定するにあたり、以下の要望事項を真摯に検討し、概算要求に反映させることを強く求めるものである。

I <私立大学関連予算> 私立・国立同等の基盤経費補助と施設費の支援を求める

公教育機関である大学の基礎的な教育条件は、国公立という設置形態や、大都市部と地方とといった大学の立地、また個々の大学の財政力等によって異なってはならない。しかし、公的支援における私立・国立間の差別的ともいえる格差が、私立大学の教育条件の維持・向上の足かせとなっている。私立大学に対する公的な財政支援の拡充は不可欠である。

(1) 私立大学等経常費補助が私大経常費の 2 分の 1 補助となるよう、大幅に増額することを求める

私立学校振興助成法の目的である (i) 教育条件の維持及び向上、(ii) 在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減、(iii) 経営の健全性の向上に則って、制度創設時の政策目標である一般補助を中心とする 2 分の 1 補助を原則とし、経常費補助を抜本的に拡充することを求める。

① 一般補助を大幅に増額すること。現在の経常費補助率は 8.6% (2022 年度) でしかなく深刻な状況であり、特別補助はその全額を一般補助に移行すること。

現在の状態は絶対的な補助金不足である。国立大学との格差は絶望的に大きい。国立大学の運営費交付金、私立大学の経常費補助それぞれの学生一人当たり金額は、私立 13.2 万円に対し国立は 180.5 万円で、私立は国立の 14 分の 1 にすぎない (2024 年度当初予算)。国庫負担額の差は、教職員の数の差になっている。学生 100 人あたりの教職員数は、私立は国立の半分ほどしかない (附属病院を除く本務教員は私立 5.0 人に対して国立 9.4 人、医療系を除く本務職員は私立 3.1 人に対して国立 6.7 人)。質の保証という点で、この公財政支出の格差は、あまりに不合理である。

近年の物価高による経常的経費の増加についても、増額の措置は講じられていない。そのため多くの私立大学で学費が値上げされている。諸外国に比して著しく高い私費負担をさらに上昇させることは、許されるものではない。

② 定員割れ私大に対する経常費補助の減額・不交付措置を中止すること。

私立大学等経常費補助制度の中心である一般補助は、学生数や教員数などの実数をもとに交

付されるものである。基盤経費といわれる所以である。

定員割れ私大に対しては、学部ごとに、収容定員未充足率以上に減額する不当な措置がとられてきた。その減額幅は徐々に拡大されている。収容定員未充足率が5割を上回ると減額どころか不交付となる。以前は例外措置があり、大学全体で収容定員未充足率が5割を下回っていれば、当該学部も不交付とはならなかった。この例外措置は2023年度から廃止されている。

定員割れを制裁の対象とすることについて、正当性はない。大学設置基準を満たし、認証評価を受け、学生に対して十分に責任を果たしているからである。必要な経費に対する補助金を手当することは政府の義務である（教基法第8条）。

学生数に従って算定されるべき補助金が、定員割れを理由に不交付・減額されれば、学生の勉学条件も低下しかねず、学生から見ても納得しがたいことである。私大振興をはかるための経常費補助制度が不当な私大淘汰を進めるための手段となっており、制度の本旨に反している。

「定員割れの原因は質が確保されていないからだ」「撤退を促すことは当然である」という論調がふりまかれ、文科省もその論調に乗じてきた。しかし、定員割れが「経営努力」の不足に起因するというエビデンスはどこにも示されていない。定員割れ私大が増加している根本的な原因は、絶対的な補助金不足による高学費が少子化に拍車をかけ、進学率上昇の足かせになっていることにある。その悪循環を断ち切ることこそ、文科省の責任である。

定員割れ大学においても、教育を受ける権利を有する学生たちが学んでいる。教育研究を継続・発展させるために多くの教員・職員が働いている。私立大学の淘汰促進のための補助金減額ではなく、支援の充実こそが不可欠である。

③ 中小規模の私立大学に対する支援策を講じること。また、自治体による私立大学支援を地方交付税交付金の対象とするなど、地方私立大学の存続を図る制度と予算を新設すること。

中小規模の私立大学は、それぞれの歴史や教育・研究の実績を持ち、少人数での質の高い教育、エッセンシャル・ワークの人材養成、個性的で多様な分野の教育・研究を担っている。中小規模の私立大学が、大学教育・研究の多様性を確保しているのである。

また、定員割れをしていても、地域社会に不可欠な人材の養成機関として維持・存続が求められている私立大学も数多く存在する。規模や立地の違いによらず、等しく公教育機関として私立大学が存続・発展していけるよう条件整備を行うべきである。

④ 「私立大学等改革総合支援事業」と「教育の質に係る客観的指標」による経常費補助の重点配分を中止すること。

「私立大学等改革総合支援事業」は、「改革に取り組む大学」に重点的支援を行うとして、各私立大学が設定された改革メニューから取り組みを申請し、評価・点数化し、上位グループには一般補助・特別補助・施設設備費補助として上乗せ配分するという枠組みである。2023年度は、7割の私大から112億円を取り上げ、選定された3割の私大に112億円が配分された。

「教育の質に係る客観的指標による調整等の配分見直し」は、すべての私立大学を対象に評価に基づく配分を行うものである。否応なしに、文科省が設定した評価項目により全私立大学

を点数化し、一般補助の配分額をプラス 6%からマイナス 6%の範囲で増減し、点数が低い大学には特別補助を 25%～75%の範囲で減額するという枠組みである。

どちらも教育研究を歪める改革メニューや評価項目が含まれている。申請・報告のための業務が現場に与えている負担感も深刻である。これらの配分手法が私立大学の教育研究の質向上を促進したという検証もなされていない。

絶対的に少ない私大等経常費補助を、大学の教育・研究に介入し私立大学の自主性を奪う統制の手段とすべきではない。

⑤ 私立大学・短期大学の教職員のベースアップを促進するために、必要な財源の 2 分の 1 の金額を、従前の私立大学等経常費補助・一般補助に上乗せする予算を措置すること。

私大教職員の可処分所得は、2000 年以降減り続けている。加えて 2022 年以降の急激な物価上昇は、教職員の生活を直撃している。

政府は 2013 年来、賃上げ促進のための措置を講じてきた。しかし、私立大学の教職員にはこのような措置はまったく無い。企業等法人を対象に行われている賃上げ促進税制は、適用額（税額控除額）が拡大している。2022（令和 4）年度は、適用された企業等法人数が 21.5 万法人、適用額が 5134 億円であった。2024（令和 6）年度は、1.3 兆円が見込まれている。賃上げ原資の 65～75%にあたる税額が減額されることになるので、必要な原資は、賃上げ額の 35%～25%を負担するだけで済むのである。国立大学にも影響を及ぼす国家公務員を対象とする人事院勧告、公立大学にも影響を及ぼす地方公務員を対象とする都道府県の人事委員会勧告は、2022 年から 3 年連続でベースアップを勧告している。

私大教職員の賃上げの遅れは、私立学校の教育条件の維持・向上の妨げになっている。人件費は基盤経費の中心であり、経常費補助の一般補助で措置されているのであるから、私立大学・短期大学教職員のベースアップのための 2 分の 1 補助は、一般補助に上乗せする形で措置される必要がある。

（２）私立大学の基本的な施設整備を助成する安定した予算措置を求める

国立大学の施設整備は、基本的には国が措置する施設整備費補助金によって調達されている。高等教育の質保証にとって、基本的な施設の整備は必須である。私立大学に対しては、これまで「高度化」目的に限られていた競争的な施設設備整備補助、耐震関連補助がごくわずかに措置されているだけである。政府は私立大学に対し、国立大学と同等の質保証を求めているのであるから、大学教育の骨格をなしている教室棟の施設整備については、政府が責任をもって支援すべきである。

教育の基盤である教室棟の新設、拡張、更新、大修繕に係る支出額の 2 分の 1 を補助できる予算を措置することを求める。

Ⅱ ＜学生の修学支援＞ 学費負担の抜本的軽減と奨学制度の拡充

私立大学の高学費のもとで、大学生はアルバイト漬けの生活を強いられ、勉学が妨げられている。私立大学の高学費は、日本社会が直面する重大課題である少子化の一因でもある。

大学教育を受ける権利を十全に保障するためには、私立大学の高学費を引き下げる政策と修学支援の拡充をセットですすめていくことが必要である。

（１）すべての大学生に学費の半額を助成する制度を創設することを求める

私立大学生の過重な学費負担を軽減することは、急務の課題である。この間、私立大学の学費は上昇を続けている。国立大学もその傾向が見られる。現在の状態は、国際人権規約の高等教育の無償化条項の要請に反するものである。先進国において、これほど多額の高等教育費を私費で負担させている国は少ない。

学校教育法に定められた同じ大学であるにも関わらず、私立・国公立間の格差は極めて大きい。私立、国公立の区別なく、同じ割合で学費負担を軽減することは、格差の縮小につながる。

特に突出して高額となっている理系、医歯薬系私立大学の学費負担を軽減することは、わが国の経済・社会の持続的かつ公平な発展にとって必須である。

（２）学費値上げを止めるための予算措置を緊急に講じることを求める

近年の物価上昇で様々な経常的経費が増加するなか、私大等経常費補助がまったく増額されないため、学費値上げが相次いでいる。

2025 年通常国会における大学等修学支援法改正法案の審議でも、この問題が多く議員から指摘された。その結果、附帯決議（2025 年 3 月 31 日・参議院文教科学委員会）には「大学等における授業料の値上げ傾向が続いている実情を踏まえ」た財政措置の必要性が指摘されている。

前記（１）の措置に踏み出すとともに、学費値上げを回避する緊急の予算措置を講じ、経常費補助に上乘せするべきである。

（３）大学等修学支援新制度（授業料減免、給付奨学金）における支援の対象を中間所得層に拡大するほか、制度を改善・強化することを求める

① 修学支援新制度の対象を中間所得層に拡大し、支援額を増額することを求める。予算の未執行額が大きいことから、予算どおりに執行されるよう制度の改善を図ることを求める。

大学等修学支援制度は、対象者の範囲も支援額も、きわめて不十分である。修学支援新制度の創設以前は、給与所得者 841 万円以下を対象に私立大学の授業料減免事業に対する補助が実施されていた。これが廃止されたことによる中間所得層への支援打ち切りは、重大な後退である。少子化対策として必要なのは、中間所得層への支援の拡大であり、この 4 月の「多子世帯（所得制限なし）」へ対象の拡大も、扶養する子どもが 3 人以上かつ大学等に通っている場合という条件があり厳し過ぎる。

また、大学等修学支援制度の予算額と執行額には、巨額な乖離がある。2023 年度において、大学等修学支援制度の政府予算額は 5308 億円であったが、その 58%しか執行されず、2221 億円もの金額が「不用額」として残った。不用額の存在は、制度新設以降、常に存在してきた。予算の残額は次年度に繰り越されることなく、補正予算を通じて他の費目に回されている。政府は、対象者がすべて修学支援制度を利用した場合を想定して予算化していると述べるが、これだけの未執行額が残り続けているのであるから、制度設計に根本的な欠陥があることは明らかである。未執行額は、対象者、支援額の拡充に充てるべきである。

そもそも大学等修学支援制度創設にあたっての 2019 年の国会審議において、予算規模は 7600 億円、75 万人分と政府は説明していた。しかし、制度開始以来、7600 億円、75 万人の予算が計上されたことはない。

大学等修学支援法改正法案の附帯決議（前出）では、「授業料等減免の上限額の見直しを検討する」こと、「物価高の影響等により学生等の消費支出が増加していることを踏まえ、給付型奨学金を受ける学生等が学業に専念して学生生活を送ることができるよう、給付型奨学金の支給額の見直しを検討すること」とされている。政府には、この附帯決議を実行する責任がある。

② 修学支援新制度の機関要件を撤廃することを求める。

機関要件（経営要件）の収容定員充足率の基準をクリアできずに修学支援制度の対象大学から外されてしまい、これをきっかけに、学生募集停止に追い込まれる私立大学は少なくない。定員充足率、財政状況という基準を修学支援制度のなかに位置づけて、国の支援から学生を排除することは、学生の学ぶ権利を不当に侵害するものである。私立大学の淘汰政策を、まったく趣旨の異なる修学支援制度に持ち込んでいるのであり、一片の正当性もない。

大学等修学支援法改正法案の附帯決議（前出）では、「大学等の確認要件については、確認大学等以外の大学等において学ぶ権利を侵害するおそれがあるほか、地方・中小の私立大学等については、これを容易に満たすことができないことから縮小・撤退に追い込まれることも想定されるため、その内容の見直しについて検討すること。見直しに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、学生等、地域社会及び地方公共団体等の意見を尊重するとともに、確認要件が恣意的に運用されることのないよう、明確な基準や手続を設定し、透明かつ公正な運用が確保されるよう努めること」とされている。政府には、この附帯決議を実行する責任がある。

③ 修学支援新制度は、国際公約である漸進的無償化を実現するための政策手段であり、内閣府・こども家庭庁の所管ではなく、文科省予算に移管するよう求める。

政府は、国際人権規約・高等教育の漸進的無償化条項を批准しており、この方向を促進する義務がある。とりわけ大学生の 8 割近くを占める私立大学生の過重な学費負担を軽減することは、急務の課題である。

大学等修学支援制度は、第一の目的として少子化対策を掲げ、内閣府のこども家庭庁が所管している。しかし、修学支援制度は、「安心して学んでいただく」（文科省ホームページ）ことを謳った学びを支援する制度なのであるから、人権としての「学ぶ権利」の具体化として位置

づけ、教育を担当する文科省の所管に移すべきである。

高校の就学支援制度が文科省の所管であるのに、大学の就学支援制度がこども家庭庁の所管である合理的な理由はない。

(4) 奨学金制度を抜本的に改善することを求める

① 有利子奨学金を廃止し、無利子奨学金に一本化することを求める。また無利子奨学金の成績基準、世帯年収基準を撤廃することを求める。

将来の返済不安から申請を避け、学費や生活費を稼ぐために長時間のアルバイトを余儀なくされる学生が後を絶たない。

2023年度の奨学金新規採用者数は、国公立大は無利子が有利子を上回っているが、私立大は逆に有利子が無利子を6ポイント上回り、有利子が23.5%となっている。このことから、私立大学では、無利子奨学金を希望しても貸与を受けられなかった学生が多いこと、学費負担が重すぎるために無利子・有利子を併用している学生が多いことが推測される。

そもそもの学費が高い私立大学生の生活と修学の継続が、国立大学生に比して非常に厳しい状況にあることは明白である。有利子奨学金を廃止し、無利子奨学金に一本化することは、私立大学の経済的負担を軽減するために重要である。

大学等修学支援法改正法案の附帯決議（前出）では、奨学金制度の改善について、「教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨を踏まえ、貸与型奨学金が給付型奨学金を、有利子奨学金が無利子奨学金を金額・人数とも上回っている現状を改善し、貸与型から給付型へ、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと」が決議されている。政府には、この附帯決議を実行する責任がある。

② 所得連動返還型奨学金制度について、有利子奨学金もその対象に加え、最低返還額を撤廃するとともに、返還期間の上限を設定することを求める。

所得連動返還型奨学金制度は、非課税となる低所得者層にも返還を義務付けることや、2016年度以前の貸与者には適用されないこと、多くの私立大学生が貸与を受けている有利子奨学金は対象外となっていることなど、多くの問題がある。

雇用する労働者の奨学金返済を支援する企業や自治体が増えてきているが、国の責任で支援制度の抜本的拡充を行うべきである。

大学等修学支援法改正法案の附帯決議（前出）でも、「貸与型奨学金の返還に係る負担軽減の観点から、返還額を所得控除の対象とすることや有利子である第二種奨学金の利子分の免除等について検討すること」が盛り込まれている。直ちに検討を行うべきである。

Ⅲ 文部科学省が説明責任を果たし、明確な事実に基づく政策立案および、国民による政策検証を保障する上において、以下の基礎的データは非常に重要である。毎年度の集計・公表を求める

(1) 私立大学等の初年度学生納付金の調査

2021 年度から 2 年に 1 回となっているが、毎年度の集計・公表を求める。私たちの要請に対して文科省は、2 年に 1 回の調査でも傾向は分かると回答しているが、傾向をつかめばよいという問題ではない。大学生の 4 分の 3 を占める私立大学生の学費負担を正確につかみ公表することは、学費政策の検討・立案において欠かすことができない基礎である。

(2) 私立大学経常費補助率

2015 年度 9.9% を最後に未公表となっていたが、国会の審議（2023 年 6 月 2 日・衆議院文部科学委員会）における政府答弁、および議員からの問い合わせに対する文科省の回答によって、2022 年度 8.6% であることが明らかになった。2016 年度以降の補助率を、従来の基準で、かつてのよう文科省・私学振興共済事業団のホームページ等をつうじて公表するよう求める。

(3) 修学支援新制度の実績

修学支援制度を評価・検証し、改善点を明らかにするためには、最低限、以下のデータが必要である。これらの調査・公表を求める。

- ① 設置形態（私立・国立・公立）別、大学・短大等の機関別に、かつ都道府県ごと、2020 年度からの年度ごとに、次の事項を明らかにすること。
 - ・対象学生数（全額支援、3 分の 2 支援、3 分の 1 支援、4 分の 1 支援の区分ごと、および総数）
 - ・授業料減免額の総額（同上）
 - ・給付奨学金の総額（同上）
- ② 機関要件（資料 2 の 3 枚目）について、その要件を満たさない大学数とその理由（教育要件の 4 点のいずれであるのか、経営要件の 1 点目のどちらであるか、2 点目であるのか）を明らかにすること。

大学等修学支援制度による支援の実績について、政府が詳細なデータを明らかにしていないことは重大である。制度の改善を検討するには実績のデータは不可欠であり、それを調査・公表しないことは、予算の未執行額の巨大さを隠蔽するためではないかと疑わざるを得ない。

この点についても大学等修学支援法改正法案の附帯決議（前出）において、「本法による改正後における修学支援新制度の効果を評価・検証するため、授業料等減免の対象者数及び要した費用の額並びに確認要件を満たさない大学等の数等の支援実績について、適切に調査し公開するよう

努めること」とされている。

以 上

〔付記〕 経常費補助率 2 分の 1 要求と学費半額補助要求についての日本私大教連の考え方

現在の経常費補助率は、10%未満である。これを 50%に引き上げるための財源は、約 1 兆 4000 億円である。一方、私立大学生の学費半額補助のための財源は、1 兆 6500 億円である。

これらの財源は重複している。もし経常費補助の増額分がすべて学費の値下げに使われるのであれば、学費は 42%下がることになる。そうすると現在の学費水準を半額にするために必要な補助は、差額 2500 億円になる。

大学の教育水準を確保、向上させながら、家計負担を軽減するためには、私大経常費補助という機関補助と学費直接助成の個人補助の両方が必要である。どちらを優先して、どちらを後にするという問題ではない。

私立高校への補助は、私立大学と同様に、経常費補助という機関補助と高等学校等就学支援金制度による個人補助との 2 本立てである。私立高校に対する経常費補助については、国と自治体からの補助を合わせると、経常費の 2 分の 1 を超えるケースも現れている。経常費補助の増額によって教育の充実や学費の低減をはかることと並行して、学費に対する個人補助の対象は、中間所得層にも拡大している。私立高校において行われている施策と同様な財政支援が、私立大学に対しても行われるよう求めるものである。